

【韓国】刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律の施行

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2024 年 10 月 20 日、刑事訴訟における書類等の全面電子化を目的とした「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律」が施行された。今後、刑事訴訟では電子文書の利用が原則となる。

1 背景と経緯

迅速で効率的な裁判手続を実現するため、日本を含む各国において訴訟における書類等の電子化が進められている。韓国においても、2010 年 3 月の「民事訴訟等における電子文書の利用等に関する法律」¹の制定以降、訴訟における書類等の電子化が段階的に進められてきた²。同年 4 月の特許訴訟を皮切りに、2011 年 5 月には民事訴訟において、2013 年 1 月には行政訴訟において書類等の電子化が開始されるなど、2015 年までに刑事訴訟を除く分野で書類等の電子化が開始された。

刑事訴訟においても、2010 年 1 月に制定された「刑事司法手続電子化促進法」³及び「略式手続における電子文書の利用等に関する法律」⁴を根拠として、法院（日本の裁判所に相当）、法務部（部は日本の省に相当）、検察庁、警察庁及び海洋警察庁の共通の刑事司法情報システム（KICS）が構築されるとともに、略式手続⁵における書類等の電子化が同年 5 月から開始された。

その後、人工知能（AI）等を活用した次世代 KICS の開発と並行して刑事訴訟における書類等の全面電子化に向けた法整備が進められ、2021 年 1 月 29 日、「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律案」⁶が政府提出法律案として国会に提出された。同法律案は国会審議の過程で他の議員提出法律案と一本化され、同年 9 月 28 日に本会議で可決、同年 10 月 19 日に公布された⁷。「刑事司法手続における電子文書の利用等に関する法律」⁸（以下「刑事手続電子文書法」）は、公布から 3 年経過後の 2024 年 10 月 20 日に施行された⁹。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 10 月 10 日である。

¹ 「민사소송 등에서의 전자문서 이용 등에 관한 법률(법률 제 10183 호)」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=103867&efYd=20100324#0000>>

² それ以前においても民事訴訟法上の督促手続については、2006 年 10 月の「督促手続における電子文書の利用等に関する法律」の公布及び施行により書類等の電子化が開始された。

³ 「형사사법절차 전자화 촉진법(법률 제 9942 호)」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=102266&efYd=20100501#0000>>

⁴ 「약식절차에서의 전자문서 이용 등에 관한 법률(법률 제 9943 호)」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=102267&efYd=20100501#0000>>

⁵ 検察官の請求により公判手続なしで被告人を財産刑（罰金、科料又は没収）に処する制度（刑事訴訟法第 448 条）。

⁶ 「[2107778] 형사사법절차에서의 전자문서 이용 등에 관한 법률안(정부)」 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=ARC_S2W1X0H1J2H9X1D6J0R9A2N5A5H3V3>

⁷ 「[2112668] 형사사법절차에서의 전자문서 이용 등에 관한 법률안(대안) (법제사법위원장)」 <https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_R2Y1J0E9J2S3B2G0K4H2K5M0X4Q6J6>

⁸ 「형사사법절차에서의 전자문서 이용 등에 관한 법률(법률 제 18485 호)」 <<https://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=236225&efYd=20241020#0000>>

⁹ ただし、公布から 5 年を超えない範囲において、下位法令により適用時期を別に定めることができる（附則第 1 条）。報道によると、2024 年 9 月 19 日に運用を開始した次世代 KICS と、法院の刑事電子訴訟システムとの連携が予定されている 2025 年 6 月頃に、刑事訴訟における書類等の全面電子化が実現すると見込まれている。임현경 「차세대 형사사법정보시스템 개통... 형사 사건 완전 전자화 준비 끝났다」 『법률신문』 2024.9.19. <<https://www.lawtimes.co.kr/news/201395>>

2 法律の概要

刑事手続電子文書法は、本則 22 か条及び附則 4 か条から成る。概要は次のとおりである。

(1) 目的（第 1 条）

刑事司法手続における電子文書¹⁰の利用及び管理等に関する基本原則及び手続を規定することにより、刑事司法手続の電子化を実現して刑事司法手続の迅速性及び透明性を高め、国民の権利及び利益の保護に資することを目的とする。

(2) 電子文書による刑事司法手続（第 5 条～第 9 条）

被疑者、被告人、被害者、告訴人、告発人、弁護人等は、刑事司法業務処理機関¹¹に提出する書類又は図面、写真、音声、映像資料等を、電算情報処理システム（以下「システム」）に利用者登録した後、システムを通じて電子文書により提出できる。電子文書は、刑事司法手続において紙の書類等と同一の効力を有する。提出する電子文書には原則として電子署名を行い、電子文書がシステムに電子的に記録された時に受理されたものとみなす。

(3) 電子文書等の作成、送達、通知、閲覧、複写等（第 10 条～第 16 条）

刑事司法業務処理機関所属公務員（以下「所属公務員」）は、裁判書¹²、公判調書、公訴状、不起訴決定書、送致決定書、被疑者尋問調書等の刑事司法業務に関連した文書を作成する場合は、原則として電子文書により作成しなければならない。また、所属公務員は、電子化対象文書¹³を電子的な形態に変換してシステムに登録しなければならない。作成された電子文書は、下位法令で定めるところにより、電子的に閲覧若しくは複写又は伝送をすることができる。

刑事司法業務処理機関は、①刑事司法業務処理機関、②所属公務員、③同意した登録利用者に対する送達又は通知を、システムを通じて電子的にすることができる。

(4) 令状等の執行、証拠調べ及び裁判の執行指揮に関する特例（第 17 条～第 19 条）

検察官又は司法警察官吏¹⁴は、令状等が電子文書により発せられた場合は、大法院（日本の最高裁判所に相当）規則で定めるところにより電子文書を提示し、又は伝送する方法により令状等を執行することができる。また、裁判において電子文書に対する証拠調べをする場合は、当該証拠が文字、記号、図面、写真等の場合はモニター、スクリーン等を通じて閲覧する方法により、音声又は映像情報の場合は音声を聴取し、又は映像を再生する方法により、それぞれ証拠調べをすることができる。検察官による裁判の執行指揮は、裁判書等が電子文書により作成された場合は電子文書により行い、それが困難な場合はシステムを通じて出力した書面で行う。

(5) 電子文書の廃棄（第 20 条）

システムを通じて作成された電子文書は、刑を宣告する裁判が確定した事件は刑の時効が完成した時に、不起訴処分等の場合は公訴時効が完成した時にそれぞれ廃棄が義務付けられる¹⁵。

¹⁰ 「電子文書及び電子取引基本法」第 2 条第 1 号による電子文書（情報処理システムにより電子的な形態で作成され、変換され、送信され、受信され、又は保存された情報）をいう（刑事手続電子文書法第 2 条第 1 号）。

¹¹ 刑事司法手続電子化促進法第 2 条第 2 号による刑事司法業務処理機関（法院、法務部、検察庁、警察庁、海洋警察庁、高位公職者犯罪捜査処等）をいう（刑事手続電子文書法第 2 条第 4 号）。

¹² 判決文等の裁判の内容を記載した文書。

¹³ 電子的な形態で作成されなかった書類等。電子化対象文書を電子的な形態に変換してシステムに登録した電子文書を電子化文書という（刑事手続電子文書法第 2 条第 2 号）。電子化対象文書と電子化文書は、同一のものとみなす（同法第 5 条第 3 項）。

¹⁴ 司法警察官及び司法警察吏の総称。韓国の刑事訴訟法第 197 条では、警察官の階級のうち、警務官、総警、警正、警監及び警衛を、犯人、犯罪事実及びその証拠を捜査する司法警察官と規定しており、警査、警長及び巡警を、捜査を補助する司法警察吏と規定している。

¹⁵ ただし、重大事件等の場合は、下位法令で定めるところにより永久保存又は廃棄時期の延長が可能である。